**利用権設定　土地利用条件書**

（様式２－２）

　　○設定人　　　住 所

（貸し手）

　　氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　○設定地　　　地 番

　　　　　　　面 積

**※農業委員会および被設定人（借り手）との現地立会について**

　　　　　□ 参加します

　　　　　□ 農業委員会へ委任し、その内容に一切異議は申し立てません

　　　　　　（委任された場合については、土地利用条件書に基づき立会を行う）

**１．土地の利用における禁止事項（畑作禁止、果樹禁止など）**

（１）畑作、果樹定植など作付けにおける禁止事項

　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（2）その他禁止事項

　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**２．設備追加、改良（柵、ハウスの設置禁止、畔の改良禁止など）**

（１）ハウスや物置、柵などの設置の可否

　　□ 事前相談のうえ検討　　□ 不可

（２）排水溝や畔、石垣などの改良（農地の形状を変える行為）

□ 事前相談のうえ検討　　□ 不可

**３．賃料（賃借権の場合のみ）**

（１）賃料の額について

　　　□ 固定資産税額と同額

　　　□ 指定の賃料（　　　　　　円/年）

**４．返却時の農地状態**

（１）返却時の原状回復について

　　　□ 「農地原状確認図」のとおりとする

　　　□ 「農地原状確認図」に加え、次の条件を付する

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

『農用地利用集積計画書』での記載（抜粋）

利用権の存続期間が満了したときは、農地を原状に回復して返却する。災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の使用によって生ずる形質の変更については、原状回復の義務を負わない。

**５．その他特記事項**

　　（例）南東角にある石垣は境界代わりとなっているので触らないこと。南側にある

木は、〇〇の目印となっているので伐採しないこと。等

　　**利用権設定にあたり、以上の条件を確認し、承諾しました。**

令和　　年　　月　　日

　　　　○被設定人　　住 所

　　　　（借り手）

氏 名（自著）